



発行 新潟県

第 94 号

令和3年12月3日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

規 則

56 新潟県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則（経営普及課）

告 示

- 1297 生活保護法及び中国残留邦人等支援法に基づく指定施術者等の指定（福祉保健総務課）
- 1298 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定（障害福祉課）
- 1299 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の事業廃止届（障害福祉課）
- 1300 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定更新（障害福祉課）
- 1301 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定（障害福祉課）
- 1302 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定（障害福祉課）
- 1303 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定更新（障害福祉課）
- 1304 漁船損害等補償法による同意を求めるための事前届出（水産課）
- 1305 保安林の指定予定（治山課）
- 1306 土地改良区役員の就任及び退任届（農地計画課）
- 1307 換地計画の縦覧（農地整備課）
- 1308 道路の区域変更（道路管理課）
- 1309 道路の供用開始（道路管理課）
- 1310 道路の区域変更（道路管理課）
- 1311 道路の供用開始（道路管理課）
- 1312 道路の区域変更（道路管理課）
- 1313 道路の区域変更（道路管理課）
- 1314 道路の供用開始（道路管理課）
- 1315 道路の区域変更（道路管理課）
- 1316 道路の供用開始（道路管理課）
- 1317 道路の区域変更（道路管理課）
- 1318 道路の供用開始（道路管理課）
- 1319 新潟県立万代島美術館観覧料の徴収事務の委託（文化行政課）

公 告

- 特定調達契約の契約者等（税務課）
- 特定調達契約の契約者等（税務課）
- 大規模小売店舗の変更（地域産業振興課）
- 特定調達契約の落札者等（警察本部会計課）

病院局公告

- 一般競争入札の実施（病院局経営企画課）

監査委員公表

監査結果報告公表（監査委員事務局）

労働委員会公告

調停申請（労働委員会事務局総務課）

公安委員会告示

135 医師の指定（生活安全企画課）

規 則

新潟県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年12月3日

新潟県知事 花角 英世

新潟県規則第56号

新潟県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

新潟県林業・木材産業改善資金貸付規則（平成15年新潟県規則第94号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 県は、林業・木材産業改善資金助成法（昭和51年法律第42号。以下「法」という。）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法（昭和54年法律第51号。以下「林業経営基盤強化暫定措置法」という。）、林業労働力の確保の促進に関する法律（平成8年法律第45号。以下「林業労働力確保促進法」という。）、木材の安定供給の確保に関する特別措置法（平成8年法律第47号。以下「木安法」という。）、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成20年法律第38号。以下「農商工等連携促進法」という。）、農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律（平成20年法律第45号。以下「農林漁業バイオ燃料法」という。）、<u>脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律</u>（平成22年法律第36号）及び地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成22年法律第67号。以下「6次産業化法」という。）の定めるところにより林業・木材産業改善資金（当該資金の貸付けの業務を行う融資機関に対する当該業務に必要な資金（以下「県貸付金」という。）を含む。）の貸付けの事業を行うものとし、その貸付けについては、法、林業・木材産業改善資金助成法施行令（昭和51年政令第131号。以下「政令」という。）、林業・木材産業改善資金助成法施行規則（平成15年農林水産省令第55号）、山村振興法、山村振興法施行令（昭和40年政令第331号）、林業経営基盤強化暫定措置法、林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法施行令（昭和54年政令第205号）、林業労働力確保促進法、林業労働力の確保の促進に関する法律施行令（平成8年政令第153号）、木安法、木材の安定供給の確保に関する特別措置法施行令（平成8年政令第310号）、農商工等連携促進法、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律施行令（平成20年政令第234号）、中小企業者と農林</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 県は、林業・木材産業改善資金助成法（昭和51年法律第42号。以下「法」という。）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法（昭和54年法律第51号。以下「林業経営基盤強化暫定措置法」という。）、林業労働力の確保の促進に関する法律（平成8年法律第45号。以下「林業労働力確保促進法」という。）、木材の安定供給の確保に関する特別措置法（平成8年法律第47号。以下「木安法」という。）、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成20年法律第38号。以下「農商工等連携促進法」という。）、農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律（平成20年法律第45号。以下「農林漁業バイオ燃料法」という。）、<u>公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律</u>（平成22年法律第36号。以下「公共建築物木材利用促進法」という。）及び地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成22年法律第67号。以下「6次産業化法」という。）の定めるところにより林業・木材産業改善資金（当該資金の貸付けの業務を行う融資機関に対する当該業務に必要な資金（以下「県貸付金」という。）を含む。）の貸付けの事業を行うものとし、その貸付けについては、法、林業・木材産業改善資金助成法施行令（昭和51年政令第131号。以下「政令」という。）、林業・木材産業改善資金助成法施行規則（平成15年農林水産省令第55号）、山村振興法、山村振興法施行令（昭和40年政令第331号）、林業経営基盤強化暫定措置法、林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法施行令（昭和54年政令第205号）、林業労働力確保促進法、林業労働力の確保の促進に関する法律施行令（平成8年政令第153号）、木安法、木材の安定供給の確保に関する特別措置法施行令（平成8年政令第310号）、農商工等連携促進法、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律施行令（平成20年政令第234号）、中小</p>

漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律第4条第2項第2号イの農業者等が実施する農業改良措置を支援するための措置等を定める省令(平成20年農林水産省令第48号)、農林漁業バイオ燃料法、農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律施行令(平成20年政令第296号)、農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律施行規則(平成20年農林水産省・経済産業省・環境省令第1号)、脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律、脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律施行令(平成22年政令第203号)、6次産業化法、地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律施行令(平成23年政令第15号)及び地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律施行規則(平成23年農林水産省令第7号)に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律第4条第2項第2号イの農業者等が実施する農業改良措置を支援するための措置等を定める省令(平成20年農林水産省令第48号)、農林漁業バイオ燃料法、農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律施行令(平成20年政令第296号)、農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律施行規則(平成20年農林水産省・経済産業省・環境省令第1号)、公共建築物木材利用促進法、公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律施行令(平成22年政令第203号)、6次産業化法、地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律施行令(平成23年政令第15号)及び地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律施行規則(平成23年農林水産省令第7号)に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

◎新潟県告示第1297号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第49条の規定により、指定施術者等を次のとおり指定した。

令和3年12月3日

新潟県知事 花 角 英 世

氏 名	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
高野 恵介(あん摩マッサージ指圧、はり・きゅう)	訪問マッサージ ツナグテ	長岡市十日町614番地	令和3年9月29日

◎新潟県告示第1298号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の規定による指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

令和3年12月3日

新潟県知事 花 角 英 世

障害福祉サービスの種類	事業所の名称	所在地	事業者	指 定 年 月 日
就労定着支援	夢工房	刈羽郡刈羽村大字刈羽3584番地1	特定非営利活動法人 ゆめ福祉会	令和3年11月1日

◎新潟県告示第1299号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第46条第2項の規定に

より指定障害福祉サービス事業者から次のとおり事業の廃止の届出があった。

令和3年12月3日

新潟県知事 花角 英世

指定障害福祉サービスの種類	事業所の名称	所在地	事業者	廃止年月日
居宅介護 重度訪問介護	訪問介護ステーション こころ	糸魚川市横町5丁目11番1号	有限会社ライフエイド	令和3年 11月30日

◎新潟県告示第1300号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定を次のとおり更新した。

令和3年12月3日

新潟県知事 花角 英世

名称	所在地	担当する医療の種類	更新年月日
ミツワ薬局	長岡市三和2-3-3	育成医療・更生医療	令和3年12月1日

◎新潟県告示第1301号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を次のとおり指定した。

令和3年12月3日

新潟県知事 花角 英世

名称	所在地	担当する医療の種類	指定年月日
訪問看護ステーション かけはし	村上市緑町一丁目10番12号	育成医療・更生医療	令和3年12月1日
アップル薬局 柏崎店	柏崎市東本町1丁目1番22号	育成医療・更生医療	令和3年12月1日
ゆきあかり調剤薬局	南魚沼市下一日市855番地	育成医療・更生医療	令和3年12月1日

◎新潟県告示第1302号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定した。

令和3年12月3日

新潟県知事 花角 英世

名称	所在地	担当する医療の種類	指定年月日
アップル薬局柏崎店	柏崎市東本町1丁目1番22号	精神通院医療	令和3年12月1日

◎新潟県告示第1303号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定を次のとおり更新した。

令和3年12月3日

新潟県知事 花角 英世

名称	所在地	担当する医療の種類	指定年月日
川口薬局	長岡市西川口1240-7	精神通院医療	令和3年12月1日
城北調剤薬局	新発田市中曾根町1丁目3番25号	精神通院医療	令和3年12月1日

◎新潟県告示第1304号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出が次のとおりあった。

なお、届出に係る指定漁船調書を令和3年12月3日から令和3年12月17日まで縦覧に供する。

令和3年12月3日

新潟県知事 花角 英世

加入区	発起人氏名	発起人住所	漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合名称	縦覧場所
五十嵐浜	若杉 玉二	新潟県新潟市西区五十嵐三の町東17番47号	新潟漁業協同組合	新潟漁業協同組合五十嵐浜支所
	鈴木 重雄	新潟県新潟市西区五十嵐二の町8964番地		
	福田 健二	新潟県新潟市西区五十嵐二の町8721番地4		
寺泊	石井 正門	新潟県長岡市寺泊野積4586番地	寺泊漁業協同組合	寺泊漁業協同組合
	青木 仁夫	新潟県長岡市寺泊野積9736番地		
	近藤 正幸	新潟県長岡市寺泊小川町7969番地		
聖籠	小菅 三郎	新潟県北蒲原郡聖籠町大字次第浜1651番地1	聖籠町漁業協同組合	聖籠町漁業協同組合
	平野 勝男	新潟県北蒲原郡聖籠町大字次第浜1623番地3		
	高橋 達次郎	新潟県北蒲原郡聖籠町大字網代浜965番地		

◎新潟県告示第1305号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和3年12月3日

新潟県知事 花角 英世

1 保安林予定森林の所在場所

新潟県十日町市安養寺字深沢日向乙1729、乙1731から乙1734まで、乙1757の1、乙1757の3、乙1758から乙1760まで、乙1763から乙1765まで、乙1766の1、乙1766の2、乙1767、乙1768の1から乙1768の3まで、乙1769から乙1779まで、乙1793の3、乙1793の6、乙1802から乙1806まで、乙1808、乙1810、乙1815、乙1816、乙1817の1、乙1818の3から乙1818の7まで、乙1818の12から乙1818の15まで

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

- ア 主伐は、択伐による。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県農林水産部治山課及び十日町市役所に備え置いて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第1306号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、三条市の下田土地改良区から次のとおり役員が就任及び退任した旨の届出があった。

令和3年12月3日

新潟県三条地域振興局長

- 1 就任

理事	三条市広手457番地	土田 昭博
就任年月日 令和3年11月9日		
- 2 退任

理事	三条市広手459番地	山井 一男
退任年月日 令和3年4月15日		

◎新潟県告示第1307号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により県営区画整理・農業用排水施設整備・農業用道路整備（農地環境整備）事業に係る換地計画を定めたので、令和3年12月6日から令和4年1月6日まで関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和3年12月3日

新潟県知事 花角 英世

事業主体名	地区名	縦覧の書類	縦覧の場所
新潟県	樽田	換地計画書の写し	上越市役所及び安塚区総合事務所

- 1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この換地計画書の写しの縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内（以下「不服申立期間」という。）に、知事に対して審査請求をすることができる。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。
- 2 処分の取消しの訴えについて
 - (1) この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日（告示日）の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。）、処分の取消しの訴えを提起することができる。
 - (2) また、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。
 - (3) ただし、上記(2)の期間が経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記(1)（審査請求をした場合には(2)）の期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

◎新潟県告示第1308号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県村上地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和3年12月3日

新潟県知事 花角 英世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 北中府屋停車場線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
村上市荒川字小芋沢612番2から	新	21.2～25.6メートル	34.2メートル
同市荒川字小芋沢612番2まで	旧	21.2～24.2メートル	34.2メートル

◎新潟県告示第1309号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県村上地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和3年12月3日

新潟県知事 花角 英世

- 1 路線名 県道 北中府屋停車場線
- 2 供用開始の区間
村上市荒川字小芋沢612番2から同市荒川字小芋沢612番2まで
- 3 供用開始の期日 令和3年12月3日

◎新潟県告示第1310号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新発田地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和3年12月3日

新潟県知事 花角 英世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 樽ヶ橋長政線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
胎内市下館字坪頭196番1から	新	10.0～21.6メートル	259.5メートル
同市黒川字郷蔵ナカサ1628番5まで	旧	7.5～19.3メートル	245.2メートル

◎新潟県告示第1311号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新発田地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和3年12月3日

新潟県知事 花角 英世

- 1 路線名 県道 樽ヶ橋長政線
- 2 供用開始の区間
胎内市下館字坪頭196番1から同市黒川字郷蔵ナカサ1628番5まで
- 3 供用開始の期日 令和3年12月3日

◎新潟県告示第1312号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県糸魚川地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和3年12月3日

新潟県知事 花角 英世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 上町屋釜沢糸魚川線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
糸魚川市大字来海沢字広田1768番1から 同市大字来海沢字立畑ケ1415番1まで	新	8.2～22.5メートル	345.0メートル
	旧	7.9～20.2メートル	345.0メートル

◎新潟県告示第1313号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和3年12月3日

新潟県知事 花角 英世

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 350号
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
佐渡市大小字運上野662番7から 同市大小字小山ヶ沢679番1まで	新	6.2～13.4メートル	180.6メートル
	旧	5.6～9.0メートル	180.6メートル

◎新潟県告示第1314号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、一般国道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和3年12月3日

新潟県知事 花角 英世

- 1 路線名 一般国道 350号
- 2 供用開始の区間
佐渡市大小字運上野662番7から同市大小字小山ヶ沢679番1まで
- 3 供用開始の期日 令和3年12月3日

◎新潟県告示第1315号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和3年12月3日

新潟県知事 花角 英世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 佐渡一周線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
佐渡市願字大ノ下戸32番3から	新	4.4~13.6メートル	201.7メートル
同市願字大ノ下戸9番5まで	旧	4.4~9.4メートル	201.2メートル

◎新潟県告示第1316号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和3年12月3日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 路線名 県道 佐渡一周線
- 2 供用開始の区間
佐渡市願字大ノ下戸32番3から同市願字大ノ下戸9番5まで
- 3 供用開始の期日 令和3年12月3日

◎新潟県告示第1317号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和3年12月3日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 佐渡一周線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
佐渡市白瀬字島ヶ崎4番1から	新	14.6~27.4メートル	74.3メートル
同市白瀬字上野84番2まで	旧	14.3~22.1メートル	74.3メートル

◎新潟県告示第1318号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和3年12月3日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 路線名 県道 佐渡一周線
- 2 供用開始の区間
佐渡市白瀬字島ヶ崎4番1から同市白瀬字上野84番2まで
- 3 供用開始の期日 令和3年12月3日

◎新潟県告示第1319号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり新潟県立万代島美術館の観覧料の徴収事務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和3年12月3日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 委託した事務
「サンリオ展」前売観覧券の観覧料の徴収に関する事務
- 2 前売観覧券販売期間
令和3年12月3日から令和4年1月19日まで
- 3 前売観覧券の販売場所及び委託を受けた者

販売場所	委託を受けた者
新潟市中央区八千代1丁目6番1号 新潟伊勢丹内 Kijトラベル新潟伊勢丹トラベルコーナー	新潟市中央区女池北1丁目1番1号 新潟運輸株式会社 代表取締役社長 坂井 操
新潟市中央区新光町4番地1 新潟県庁内 新潟県職員生活協同組合	新潟市中央区新光町4番地1 新潟県職員生活協同組合 理事長 森永 正幸
新潟市中央区東万代町9番24号 株式会社文信堂書店万代店	新潟市中央区東万代町9番24号 株式会社文信堂書店 代表取締役 廣木 正廣
新潟市西区坂井砂山3丁目6-55 株式会社文信堂書店新大前店	
長岡市城内町1丁目611-1M2F 株式会社文信堂書店長岡店	
新潟市中央区八千代2丁目1番2号 万代シテイビルボードプレイス	新潟市中央区万代1丁目6番1号 新潟交通株式会社 代表取締役 星野 佳人
新潟市中央区寄居町915番地 ナガイ画材	新潟市中央区寄居町915番地 有限会社ナガイ画材 代表取締役 永井 辰典
新潟市西区五十嵐二の町8050 新潟大学生協同組合購買部	新潟市西区五十嵐二の町8050 新潟大学生協同組合 専務理事 高橋 伸嘉
新潟市中央区万代島5番1号 万代島ビル2階 情報工房DOC朱鷺メッセ店	新潟市中央区和合町2丁目4番18号 株式会社第一印刷所 代表取締役 堀 一
新潟市中央区万代島5番1号 万代島ビル2階 エブリーワン	新潟市中央区万代島5番1号 万代島ビル2階 株式会社ワイエムビー 代表取締役 志水 謙一
新潟市中央区西堀通6番町878番地1 西堀7番館ビル3階 公益財団法人新潟市勤労者福祉サービスセンター (会員のみ利用可)	新潟市中央区西堀通6番町878番地1 西堀7番館ビル3階 公益財団法人新潟市勤労者福祉サービスセンター 理事長 佐藤 秀則
新潟市中央区八千代2丁目1番1号 シネ・ウインド	新潟市中央区八千代2丁目1番1号 有限会社新潟市民映画館 代表取締役 齋藤 正行
新潟市秋葉区蒲ヶ沢109番地1 新潟市新津美術館	新潟市中央区紫竹山2丁目5-40 株式会社NK S コーポレーション新潟支店 支店長 中野 幸広

新潟市中央区万代3丁目1番1号 メディアシップ1階 インフォメーションセンター えん	新潟市中央区万代3丁目1番1号 株式会社新潟日報社 代表取締役 小田 敏三
新潟市中央区西大畑5191-9 新潟市美術館	新潟市東区紫竹5丁目10番60号 旭ビル管理株式会社 代表取締役社長 那須野 眞智子
新発田市中央町4丁目10番10号 新発田商工会議所3階 公益財団法人新発田市勤労者福祉サービスセンター (会員のみ利用可)	新発田市中央町4丁目10番10号 新発田商工会議所3階 公益財団法人新発田市勤労者福祉サービスセンター 代表理事 廣岡 信行
長岡市今朝白1丁目10番12号 公益財団法人長岡市勤労者福祉サービスセンター (会員のみ利用可)	長岡市今朝白1丁目10番12号 公益財団法人長岡市勤労者福祉サービスセンター 理事長 高見 真二
十日町市本町六の1丁目71番地26 一般財団法人十日町地域地場産業振興センター	十日町市本町六の1丁目71番地26 一般財団法人十日町地域地場産業振興センター 理事長 関口 芳史
柏崎市東本町2丁目5番22号 わたじん書店	柏崎市東本町2丁目5番22号 株式会社わたじん 代表取締役社長 渡辺 孝丸
新潟市中央区新光町1番地11 株式会社テレビ新潟放送網	新潟市中央区新光町1番地11 株式会社テレビ新潟放送網 代表取締役社長 小山 章司
全国セブンイレブン、ローソン、ファミリーマート、 ミニストップの各店舗	新潟市中央区東万代町1-30 新潟第一生命ビルディング3階 株式会社JTB新潟支店 新潟支店長 渡辺 浩幸

4 委託期間

令和3年12月3日から令和4年1月28日まで

公 告

特定調達契約の契約者等について（公告）

特定調達契約について随意契約の相手方を決定したので、県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年新潟県規則第87号）第15条の規定により、次のとおり公告する。

令和3年12月3日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 調達件名及び数量
地域振興局体制の見直しに係る新潟県税務総合オンラインシステム改修業務一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
新潟県総務管理部税務課
新潟県新潟市中央区新光町4番地1
- 3 調達方法
購入等
- 4 契約方式
随意契約
- 5 契約日
令和3年10月22日
- 6 契約者の氏名及び住所

株式会社エヌ・ティ・ティ・データ
東京都江東区豊洲三丁目3番3号

7 契約価格

42,995,106円

8 随意契約によることとした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第2号

特定調達契約の契約者等について（公告）

特定調達契約について随意契約の相手方を決定したので、県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年新潟県規則第87号）第15条の規定により、次のとおり公告する。

令和3年12月3日

新潟県知事 花角 英世

1 調達件名及び数量

税制改正に伴う新潟県税務総合オンラインシステム改修業務一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

新潟県総務管理部税務課

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

3 調達方法

購入等

4 契約方式

随意契約

5 契約日

令和3年11月11日

6 契約者の氏名及び住所

株式会社エヌ・ティ・ティ・データ

東京都江東区豊洲三丁目3番3号

7 契約価格

36,315,675円

8 随意契約によることとした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第2号

大規模小売店舗の変更について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

令和3年12月3日

新潟県知事 花角 英世

1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者

名称 新村上ショッピングプラザ

所在地 村上市仲間町197番 外

設置者 イオンリテール株式会社 他1者

2 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）有限会社やまごん 他5者

（変更後）株式会社ヨネカ 他1者

3 変更年月日

令和3年3月31日 他

4 変更の理由

小売業者の退店及び代表者の変更のため

- 5 届出年月日
令和3年11月19日
- 6 縦覧場所
新潟県産業労働部地域産業振興課
(なお、村上市地域経済振興課でも閲覧ができます。)
- 7 縦覧期間
令和3年12月3日から令和4年4月3日まで
- 8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先
地域産業振興課 小規模企業支援係
電 話 025-280-5235
Eメール ngt050100@pref.niigata.lg.jp

特定調達契約の落札者等について(公告)

特定調達契約について落札者を決定したので、県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年新潟県規則第87号)第15条の規定により、次のとおり公告する。

令和3年12月3日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 調達件名及び数量
運転免許証作成システム装置等賃貸借契約及び運転免許証作成材料費単価契約 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
新潟県警察本部警務部会計課
新潟県新潟市中央区新光町4番地1
- 3 調達方法
借上げ及び購入
- 4 契約方式
一般競争入札
- 5 落札決定日
令和3年9月29日
- 6 落札者の氏名及び住所
東芝自動機器システムサービス株式会社
神奈川県川崎市川崎区駅前本町12番地1
- 7 落札価格
786,500,000円(予定数量の総額による。)
- 8 入札公告日
令和3年8月17日
- 9 落札方式
最低価格

病院局公告

一般競争入札の実施について(公告)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、ホルタ心電図解析ソフトについて、次のとおり一般競争入札を行う。

令和3年12月3日

新潟県立十日町病院長 吉嶺 文俊

- 1 入札に付する事項
 - (1) 購入等件名及び数量
ホルタ心電図解析ソフト 一式
 - (2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

令和4年3月31日(木)

(4) 納入場所

新潟県立十日町病院 生理検査室

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 指名停止期間中の者でないこと。

(3) 新潟県物品等入札参加資格者名簿の営業種目「機械類」に登載されている者であること。

(4) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。

(5) 新潟県暴力団排除条例第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

3 入札説明書の交付場所等

(1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 948-0065

新潟県十日町市高田町三丁目南32番地9

新潟県立十日町病院経営課

電話番号 025-757-5566 内線115

(2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

(3) 応札仕様書の提出期限

令和3年12月13日(月)午後5時00分

4 入札、開札の日時及び場所

令和3年12月14日(火)午前10時30分

新潟県立十日町病院 1階講堂

5 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、新潟県立十日町病院の交付する入札説明書に基づき応札仕様書を作成し、前記3(3)により提出しなければならない。

なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

(6) 契約書作成の要否 要

(7) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

(9) その他

ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)

イ 詳細は入札説明書による。

監査委員公表

監査結果報告公表

新潟県監査基準(令和2年2月25日監査委員決定)に準拠し、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づく監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和3年12月3日

新潟県監査委員 八木 浩 幸

新潟県監査委員 宮崎 悦 男

新潟県監査委員 池田 千賀子

新潟県監査委員 岡 俊 幸

1 監査の対象

地方自治法第199条第1項に規定する財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに同条第2項に規定する事務の執行(以下「財務事務の執行等」という。)を対象として監査を実施した。

2 監査の着眼点(評価項目)

監査委員による監査は、財務事務の執行等が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかといった観点から監査するものである。

3 監査の実施内容

財務事務の執行等について、新潟県監査基準に基づき、監査対象所属から資料の提出を求め、その内容を確認するなどの方法により監査を実施した。また、その他の監査等において得られた知見を利用した。

4 監査の結果

財務事務の執行等について、上記のとおり監査した限りにおいて、監査対象所属ごとの監査結果は、次のとおりである。

普通会計
(知事政策局)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
政策企画課	令和3年8月19日	令和2年度	令和2年4月1日から 令和3年3月31日まで	適正と認めた。
秘書課	令和3年8月3日	令和2年度	令和2年4月1日から 令和3年3月31日まで	同上
広報広聴課	令和3年7月30日	令和2年度	令和2年4月1日から 令和3年3月31日まで	(注意事項) 個人情報の取扱いに関する事項
地域政策課	令和3年9月16日	令和2年度	令和2年4月1日から 令和3年3月31日まで	(注意事項) 個人情報の取扱いに関する事項
I C T推進課	令和3年8月18日	令和2年度	令和2年4月1日から 令和3年3月31日まで	(注意事項) 契約及び履行確認に関する事項 個人情報の取扱いに関する事項
国際課	令和3年9月9日	令和2年度	令和2年4月1日から 令和3年3月31日まで	(注意事項) 補助金の交付に関する事項
東京事務所	令和3年8月4日	令和2年度	令和2年4月1日から 令和3年3月31日まで	適正と認めた。

(総務管理部)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
財政課	令和3年8月19日	令和2年度	令和2年4月1日から 令和3年3月31日まで	(注意事項) 収入事務手続に関する事項
人事課	令和3年7月30日	令和2年度	令和2年4月1日から 令和3年3月31日まで	(注意事項) 歳入の収納に関する事項 支出事務手続に関する事項
行政改革課	令和3年8月5日	令和2年度	令和2年4月1日から 令和3年3月31日まで	(注意事項) 個人情報の取扱いに関する事項
法務文書課	令和3年9月13日	令和2年度	令和2年4月1日から 令和3年3月31日まで	適正と認めた。
大学・私学振興課	令和3年9月16日	令和2年度	令和2年4月1日から 令和3年3月31日まで	(注意事項) 支出事務手続に関する事項 個人情報の取扱いに関する事項
市町村課	令和3年11月16日	令和2年度	令和2年4月1日から 令和3年3月31日まで	適正と認めた。
統計課	令和3年11月1日	令和2年度	令和2年4月1日から 令和3年3月31日まで	(注意事項) 支出事務手続に関する事項 個人情報の取扱いに関する事項
税務課	令和3年10月13日	令和2年度	令和2年4月1日から 令和3年3月31日まで	(指摘事項) 「自動車税環境性能割検索プログラム」及び 「自動車税環境性能割の課税標準基準額及び税額 一覧表データ」購入について、100万円を超える 契約にもかかわらず、契約書を作成していなかつ た。また、160万円を超える物品購入等の随意契 約理由の審査について、物品等指名審査会が開催 されていなかった。 財務規則及び平成16年3月29日付け出第558号 の出納局長通知に基づいた事務手続きを行われた い。 (注意事項) 業務管理に関する事項
管財課	令和3年9月16日	令和2年度	令和2年4月1日から 令和3年3月31日まで	(注意事項) 個人情報の取扱いに関する事項
総務事務センター	令和3年10月25日	令和2年度	令和2年4月1日から 令和3年3月31日まで	適正と認めた。

(県民生活・環境部)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
県民生活課	令和3年9月13日	令和2年度	令和2年4月1日から 令和3年3月31日まで	(注意事項) 契約及び履行確認に関する事項
文化振興課	令和3年11月17日	令和2年度	令和2年4月1日から 令和3年3月31日まで	適正と認めた。
スポーツ課	令和3年8月3日	令和2年度	令和2年4月1日から 令和3年3月31日まで	(注意事項) 個人情報の取扱いに関する事項
男女平等社会推進課	令和3年10月22日	令和2年度	令和2年4月1日から 令和3年3月31日まで	適正と認めた。
震災復興支援課	令和3年9月13日	令和2年度	令和2年4月1日から 令和3年3月31日まで	同 上
環境企画課	令和3年8月20日	令和2年度	令和2年4月1日から 令和3年3月31日まで	(注意事項) 契約及び履行確認に関する事項 個人情報の取扱いに関する事項
環境対策課	令和3年11月17日	令和2年度	令和2年4月1日から 令和3年3月31日まで	(注意事項) 歳入歳出外現金に関する事項 個人情報の取扱いに関する事項
廃棄物対策課	令和3年11月2日	令和2年度	令和2年4月1日から 令和3年3月31日まで	(注意事項) 補助金の交付決定に関する事項 個人情報の取扱いに関する事項

(防災局)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
防災企画課	令和3年8月17日	令和2年度	令和2年4月1日から 令和3年3月31日まで	(注意事項) 県有財産の管理に関する事項 個人情報の取扱いに関する事項
危機対策課	令和3年11月11日	令和2年度	令和2年4月1日から 令和3年3月31日まで	適正と認めた。
消防課	令和3年7月28日	令和2年度	令和2年4月1日から 令和3年3月31日まで	(注意事項) 物品の管理に関する事項
原子力安全対策課	令和3年9月16日	令和2年度	令和2年4月1日から 令和3年3月31日まで	(注意事項) 個人情報の取扱いに関する事項

(福祉保健部)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
福祉保健課	令和3年9月17日	令和2年度	令和2年4月1日から 令和3年3月31日まで	(指摘事項) 新潟県住宅新築資金等貸付金収入について、決算日現在、過年度調定分498件20,728,608円が未納となっていた。 適切かつ効率的な債権管理に努められたい。 (注意事項) 歳入の収納に関する事項 個人情報の取扱いに関する事項
国保・福祉指導課	令和3年11月17日	令和2年度	令和2年4月1日から 令和3年3月31日まで	(注意事項) 契約及び履行確認に関する事項
医務薬事課	令和3年9月17日	令和2年度	令和2年4月1日から 令和3年3月31日まで	(注意事項) 個人情報の取扱いに関する事項
基幹病院整備室	令和3年9月17日	令和2年度	令和2年4月1日から 令和3年3月31日まで	適正と認めた。

医師・看護職員確保対策課	令和3年8月5日	令和2年度	令和2年4月1日から 令和3年3月31日まで	(注意事項) 歳入の収納に関する事項
高齢福祉保健課	令和3年11月5日	令和2年度	令和2年4月1日から 令和3年3月31日まで	(指摘事項) 公務中における職員の交通事故により、相手方に負傷させるなどして1,461,680円の損害賠償をしたほか、公用車1台を廃棄したものがあつた。 安全運転の徹底に努められたい。 (注意事項) 個人情報の取扱いに関する事項 行政文書の管理に関する事項
健康対策課	令和3年9月16日	令和2年度	令和2年4月1日から 令和3年3月31日まで	(注意事項) 業務管理に関する事項
生活衛生課	令和3年10月19日	令和2年度	令和2年4月1日から 令和3年3月31日まで	適正と認めた。
障害福祉課	令和3年9月14日	令和2年度	令和2年4月1日から 令和3年3月31日まで	(指摘事項) 身体障害者福祉法第15条に規定する医師の指定に係る推薦書を紛失している事案があつた。 令和元年度も個人情報の紛失事故が発生しているにもかかわらず、令和2年度においても同様の事故が発生した。 個人情報の取扱いに留意し、再発防止の徹底に努められたい。 (注意事項) 歳入の収納に関する事項 物品の管理に関する事項 個人情報の取扱いに関する事項
子ども家庭課	令和3年7月28日	令和2年度	令和2年4月1日から 令和3年3月31日まで	(指摘事項) 「いがた出会いサポートセンター」設置運営業務委託について、契約書が作成されていなかった。 財務規則に基づいた事務手続を行われたい。 (注意事項) 歳入の収納に関する事項 県有財産の管理に関する事項

(産業労働部)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
産業政策課	令和3年8月3日	令和2年度	令和2年4月1日から 令和3年3月31日まで	(注意事項) 県有財産の管理に関する事項
創業・経営支援課	令和3年11月10日	令和2年度	令和2年4月1日から 令和3年3月31日まで	(指摘事項) 1 設備合理化資金貸付金等収入について、決算日現在、過年度調定分25件17,960,234円が未納となつていた。 適切かつ効率的な債権管理に努められたい。 2 中小企業支援資金貸付事業収入について、決算日現在、過年度調定分83件843,146,306円が未納となつていた。 適切かつ効率的な債権管理に努められたい。 (注意事項) 支出事務手続に関する事項 個人情報等の取扱いに関する事項
産業振興課	令和3年10月22日	令和2年度	令和2年4月1日から 令和3年3月31日まで	適正と認めた。
商業・地場産業振興課	令和3年11月10日	令和2年度	令和2年4月1日から 令和3年3月31日まで	(注意事項) 個人情報の取扱いに関する事項

産業立地課	令和3年10月22日	令和2年度	令和2年4月1日から 令和3年3月31日まで	(注意事項) 収入事務手続に関する事項
しごと定住促進課	令和3年10月25日	令和2年度	令和2年4月1日から 令和3年3月31日まで	(注意事項) 個人情報の取扱いに関する事項
職業能力開発課	令和3年9月13日	令和2年度	令和2年4月1日から 令和3年3月31日まで	適正と認めた。

(観光局)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
観光企画課	令和3年8月31日	令和2年度	令和2年4月1日から 令和3年3月31日まで	(注意事項) 県有財産の管理に関する事項 個人情報の取扱いに関する事項
国際観光推進課	令和3年8月31日	令和2年度	令和2年4月1日から 令和3年3月31日まで	適正と認めた。

(農林水産部)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
農業総務課	令和3年9月13日	令和2年度	令和2年4月1日から 令和3年3月31日まで	適正と認めた。
地域農政推進課	令和3年9月9日	令和2年度	令和2年4月1日から 令和3年3月31日まで	(注意事項) 支出事務手続に関する事項
農産園芸課	令和3年7月30日	令和2年度	令和2年4月1日から 令和3年3月31日まで	適正と認めた。
経営普及課	令和3年9月16日	令和2年度	令和2年4月1日から 令和3年3月31日まで	(指摘事項) 林業改善資金貸付事業収入について、決算日現在、過年度調定分20件55,700,691円が未納となっていた。 未納額の早期収納に努められたい。 (注意事項) 歳入の収納に関する事項
食品・流通課	令和3年8月19日	令和2年度	令和2年4月1日から 令和3年3月31日まで	(注意事項) 個人情報等の取扱いに関する事項
畜産課	令和3年7月27日	令和2年度	令和2年4月1日から 令和3年3月31日まで	適正と認めた。
水産課	令和3年11月10日	令和2年度	令和2年4月1日から 令和3年3月31日まで	同 上
漁港課	令和3年10月13日	令和2年度	令和2年4月1日から 令和3年3月31日まで	同 上
林政課	令和3年11月11日	令和2年度	令和2年4月1日から 令和3年3月31日まで	同 上
治山課	令和3年11月18日	令和2年度	令和2年4月1日から 令和3年3月31日まで	(注意事項) 物品の管理に関する事項 交通事故に関する事項 個人情報の取扱いに関する事項

(農地部)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
農地管理課	令和3年10月19日	令和2年度	令和2年4月1日から 令和3年3月31日まで	適正と認めた。

農地計画課	令和3年11月18日	令和2年度	令和2年4月1日から 令和3年3月31日まで	適正と認めた。
農地建設課	令和3年10月15日	令和2年度	令和2年4月1日から 令和3年3月31日まで	(注意事項) 個人情報の取扱いに関する事項
農地整備課	令和3年10月25日	令和2年度	令和2年4月1日から 令和3年3月31日まで	適正と認めた。
農村環境課	令和3年10月22日	令和2年度	令和2年4月1日から 令和3年3月31日まで	同 上

(土木部)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
監理課	令和3年7月30日	令和2年度	令和2年4月1日から 令和3年3月31日まで	(注意事項) 個人情報の取扱いに関する事項
技術管理課	令和3年10月19日	令和2年度	令和2年4月1日から 令和3年3月31日まで	適正と認めた。
用地・土地利用課	令和3年11月8日	令和2年度	令和2年4月1日から 令和3年3月31日まで	同 上
道路管理課	令和3年10月19日	令和2年度	令和2年4月1日から 令和3年3月31日まで	(注意事項) 個人情報の取扱いに関する事項
道路建設課	令和3年11月11日	令和2年度	令和2年4月1日から 令和3年3月31日まで	適正と認めた。
河川管理課	令和3年8月19日	令和2年度	令和2年4月1日から 令和3年3月31日まで	(注意事項) 個人情報の取扱いに関する事項
河川整備課	令和3年10月20日	令和2年度	令和2年4月1日から 令和3年3月31日まで	(注意事項) 個人情報の取扱いに関する事項
砂防課	令和3年11月8日	令和2年度	令和2年4月1日から 令和3年3月31日まで	(指摘事項) 番組映像使用料について、前金払をしているにもかかわらず、契約書が作成されていなかった。 また、支出負担行為決議書で処理すべきところ、支出負担行為兼支出命令決議書で処理していた。 財務規則に基づく適正な事務処理が行われた。 (注意事項) 個人情報の取扱いに関する事項
都市局都市政策課	令和3年11月8日	令和2年度	令和2年4月1日から 令和3年3月31日まで	(注意事項) 支出事務手続に関する事項 個人情報の取扱いに関する事項
都市局都市整備課	令和3年10月25日	令和2年度	令和2年4月1日から 令和3年3月31日まで	(注意事項) 個人情報の取扱いに関する事項
都市局建築住宅課	令和3年11月16日	令和2年度	令和2年4月1日から 令和3年3月31日まで	(指摘事項) 県営住宅でプレーカーの経年劣化が原因と考えられる住民の家電製品の故障が発生し、相手方10名に合計1,402,085円の損害賠償をしたものがあった。 施設の管理に万全を期されたい。 (注意事項) 歳入の収納に関する事項
都市局下水道課	令和3年10月25日	令和2年度	令和2年4月1日から 令和3年3月31日まで	適正と認めた。
都市局営繕課	令和3年11月1日	令和2年度	令和2年4月1日から 令和3年3月31日まで	(注意事項) 交通事故に関する事項

(交通政策局)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
交通政策課	令和3年8月17日	令和2年度	令和2年4月1日から 令和3年3月31日まで	(注意事項) 個人情報の取扱いに関する事項
港湾振興課	令和3年9月14日	令和2年度	令和2年4月1日から 令和3年3月31日まで	(注意事項) 県有財産の管理に関する事項
港湾整備課	令和3年9月17日	令和2年度	令和2年4月1日から 令和3年3月31日まで	(注意事項) 個人情報の取扱いに関する事項
空港課	令和3年8月18日	令和2年度	令和2年4月1日から 令和3年3月31日まで	適正と認めた。

(出納局)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
管理課	令和3年8月25日	令和2年度	令和2年4月1日から 令和3年3月31日まで	適正と認めた。
会計検査課	令和3年8月25日	令和2年度	令和2年4月1日から 令和3年3月31日まで	同上

(村上地域振興局)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
農林振興部	令和3年7月29日	令和2年度	令和2年4月1日から 令和3年3月31日まで	(注意事項) 個人情報の取扱いに関する事項
地域整備部	令和3年10月22日	令和2年度	令和2年4月1日から 令和3年3月31日まで	(注意事項) 歳入の収納に関する事項 契約及び履行確認に関する事項 交通事故に関する事項

(新発田地域振興局)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
健康福祉環境部	令和3年7月15日	令和2年度	令和2年4月1日から 令和3年3月31日まで	(指摘事項) 1 会計年度任用職員の報酬について、金額入力を誤ったため、806,400円過払いとなっていた。 支払手続の際の確認を徹底されたい。 2 子ども家庭費負担金収入について、決算日現在、過年度調定分267件2,426,600円が未納となっていた。 未納額の早期収納に努められたい。 (注意事項) 歳入の収納に関する事項 交通事故に関する事項 個人情報の取扱いに関する事項
農業振興部	令和3年11月2日	令和2年度	令和2年4月1日から 令和3年3月31日まで	適正と認めた。
農村整備部	令和3年11月2日	令和2年度	令和2年4月1日から 令和3年3月31日まで	(注意事項) 個人情報の取扱いに関する事項
地域整備部	令和3年7月28日	令和2年度	令和2年4月1日から 令和3年3月31日まで	(注意事項) 過誤払いに関する事項 物品に係る帳簿及び書類等に関する事項 県管理施設の維持管理に関する事項 個人情報の取扱いに関する事項

(新潟地域振興局)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
県税部	令和3年10月25日	令和2年度	令和2年4月1日から 令和3年3月31日まで	(注意事項) 税務情報の取扱いに関する事項 業務管理に関する事項
農林振興部	令和3年10月27日	令和2年度	令和2年4月1日から 令和3年3月31日まで	(注意事項) 支出事務手続に関する事項 交通事故に関する事項 個人情報の取扱いに関する事項
地域整備部	令和3年7月27日	令和2年度	令和2年4月1日から 令和3年3月31日まで	(指摘事項) 1 克雪すまいづくり支援事業補助金について、 支出負担行為の決定をせずに交付決定していた。 財務規則に基づく適正な事務処理を行われたい。 2 小型船舶操縦免許証の更新講習受講料について、 前金払をしているにもかかわらず、契約書 が作成されていなかった。 財務規則に基づいた事務手続を行われたい。 3 新潟スタジアム陸上競技システム（陸上競技 処理ソフト）購入について、物品等指名審査会 を開催していなかった。また、事前に支出負担 行為の決定をすべきところ、請求書受理後に支 出負担行為兼支出命令決議書で処理していた。 財務規則及び平成16年3月29日付け出第558 号の出納局長通知に基づく適正な事務処理を 行われたい。 (注意事項) 契約及び履行確認に関する事項 個人情報の取扱いに関する事項
新津地域整備部	令和3年11月9日	令和2年度	令和2年4月1日から 令和3年3月31日まで	(注意事項) 歳入の収納に関する事項 契約及び履行確認に関する事項 個人情報の取扱いに関する事項
津川地区振興事務所	令和3年11月10日	令和2年度	令和2年4月1日から 令和3年3月31日まで	(指摘事項) 廃道敷について、用途廃止の手続きが行われて いなかった。また、当該財産に係る貸付手続も1 件行われていなかった。 公有財産事務取扱規則及び「不用物件（廃道 敷）事務処理要領の運用について（通達）」に基 づいた事務手続を行われたい。 (注意事項) 収入事務手続に関する事項 支出事務手続に関する事項 県管理施設の維持管理に関する事項 個人情報の取扱いに関する事項
新潟港湾事務所	令和3年8月17日	令和2年度	令和2年4月1日から 令和3年3月31日まで	(指摘事項) 県が管理する臨港道路において、港湾内工事で 使用した重機部品を運んでいたトレーラーが停車 中に道路の陥没が発生したことにより、トレーラ ーの荷台が転落し動けなくなり、車両及び重機部 品が損傷し、相手方に10,000,000円の損害賠償を したものがあつた。 施設の管理に万全を期されたい。 (注意事項) 収入事務手続に関する事項 契約及び履行確認に関する事項 設計図書（設計書、図面、仕様書等）に関する 事項 県管理施設の維持管理に関する事項 個人情報の取扱いに関する事項

(三条地域振興局)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
地域整備部	令和3年8月18日	令和2年度	令和2年4月1日から 令和3年3月31日まで	(注意事項) 歳入の収納に関する事項 交通事故に関する事項 県管理施設の維持管理に関する事項 個人情報の取扱いに関する事項

(長岡地域振興局)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
県税部	令和3年10月29日	令和2年度	令和2年4月1日から 令和3年3月31日まで	適正と認めた。
健康福祉環境部	令和3年11月16日	令和2年度	令和2年4月1日から 令和3年3月31日まで	(指摘事項) 子ども家庭費負担金収入について、決算日現在、過年度調定分659件6,263,320円が未納となっていた。 件数、金額とも増加しているため、具体的な回収手法の見直しを行い、未納額の早期収納に努められたい。 (注意事項) 歳入の収納に関する事項 契約及び履行確認に関する事項 県有財産の管理に関する事項 物品の管理に関する事項 交通事故に関する事項 個人情報の取扱いに関する事項
農林振興部	令和3年11月9日	令和2年度	令和2年4月1日から 令和3年3月31日まで	(注意事項) 交通事故に関する事項

(魚沼地域振興局)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
農業振興部	令和3年10月22日	令和2年度	令和2年4月1日から 令和3年3月31日まで	(指摘事項) 複数の市町村で農業を営む者から申請があった農業経営改善計画の認定について、異動により担当者が代わるまで手続きが滞っていたことが所属として把握されていなかった。 事務処理の遺漏や遅延を防止するため、組織的な業務管理を十分に行われたい。 (注意事項) 交通事故に関する事項
地域整備部	令和3年10月29日	令和2年度	令和2年4月1日から 令和3年3月31日まで	(注意事項) 県有財産の管理に関する事項 交通事故に関する事項 県管理施設の維持管理に関する事項 個人情報の取扱いに関する事項

(南魚沼地域振興局)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
農林振興部	令和3年9月27日	令和2年度	令和2年4月1日から 令和3年3月31日まで	(注意事項) 交通事故に関する事項 個人情報の取扱いに関する事項

地域整備部	令和3年10月27日	令和2年度	令和2年4月1日から 令和3年3月31日まで	<p>(指摘事項)</p> <p>県が管理する道路において、大型案内標識からの落雪による車両損傷事故が4件、トンネル坑口上部からの落雪による車両損傷事故が1件発生し、相手方に1,900,931円の損害賠償をしたものがあった。</p> <p>施設の管理に万全を期されたい。</p> <p>(注意事項)</p> <p>交通事故に関する事項</p>
-------	------------	-------	---------------------------	---

(十日町地域振興局)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
地域整備部	令和3年11月1日	令和2年度	令和2年4月1日から 令和3年3月31日まで	<p>(指摘事項)</p> <p>県が管理する道路において、案内標識、道路脇立木からの落雪や道路脇斜面からの小規模な雪崩による車両損傷事故が3件、道路の落石に衝突したことによる車両損傷事故が1件、バイクがトンネル内の濡れた路面でスリップし転倒したことにより負傷及び車両等を損傷した事故が1件発生し、相手方に1,765,423円の損害賠償をしたものがあった。</p> <p>施設の管理に万全を期されたい。</p> <p>(注意事項)</p> <p>収入事務手続に関する事項 歳入の収納に関する事項 交通事故に関する事項</p>

(上越地域振興局)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
県税部	令和3年11月4日	令和2年度	令和2年4月1日から 令和3年3月31日まで	<p>(注意事項)</p> <p>業務管理に関する事項</p>
農林振興部	令和3年8月23日	令和2年度	令和2年4月1日から 令和3年3月31日まで	<p>(注意事項)</p> <p>物品の管理に関する事項 交通事故に関する事項 個人情報の取扱いに関する事項</p>
農林振興部 上越東農林事務所	令和3年8月23日	令和2年度	令和2年4月1日から 令和3年3月31日まで	<p>(注意事項)</p> <p>個人情報の取扱いに関する事項</p>
地域整備部	令和3年9月24日	令和2年度	令和2年4月1日から 令和3年3月31日まで	<p>(注意事項)</p> <p>支出事務手続に関する事項 物品の管理に関する事項 県管理施設の維持管理に関する事項 個人情報の取扱いに関する事項 情報の流出に関する事項</p>
地域整備部 上越東維持管理事務所	令和3年9月24日	令和2年度	令和2年4月1日から 令和3年3月31日まで	<p>(注意事項)</p> <p>交通事故に関する事項 個人情報の取扱いに関する事項</p>
直江津港湾事務所	令和3年7月27日	令和2年度	令和2年4月1日から 令和3年3月31日まで	<p>(注意事項)</p> <p>個人情報の取扱いに関する事項</p>

(糸魚川地域振興局)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
農林振興部	令和3年11月5日	令和2年度	令和2年4月1日から 令和3年3月31日まで	(指摘事項) 公務中における職員の交通事故が2件あり、公用車1台を廃棄したほか、修理費として47,344円支出したものがあつた。 安全運転の徹底に努められたい。
地域整備部	令和3年11月11日	令和2年度	令和2年4月1日から 令和3年3月31日まで	(注意事項) 支出事務手続に関する事項 契約及び履行確認に関する事項
				(注意事項) 交通事故に関する事項 県管理施設の維持管理に関する事項 個人情報の取扱いに関する事項

(議会事務局・各種委員会)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
議会事務局	令和3年11月8日	令和2年度	令和2年4月1日から 令和3年3月31日まで	(注意事項) 交通事故に関する事項
人事委員会事務局	令和3年11月8日	令和2年度	令和2年4月1日から 令和3年3月31日まで	(注意事項) 契約及び履行確認に関する事項
監査委員事務局	令和3年10月19日	令和2年度	令和2年4月1日から 令和3年3月31日まで	適正と認めた。
労働委員会事務局	令和3年10月19日	令和2年度	令和2年4月1日から 令和3年3月31日まで	同 上

(教育庁)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
教育庁総務課	令和3年9月13日	令和2年度	令和2年4月1日から 令和3年3月31日まで	(注意事項) 収入事務手続に関する事項
財務課	令和3年8月3日	令和2年度	令和2年4月1日から 令和3年3月31日まで	(注意事項) 個人情報の取扱いに関する事項
福利課	令和3年9月13日	令和2年度	令和2年4月1日から 令和3年3月31日まで	適正と認めた。
義務教育課	令和3年7月28日	令和2年度	令和2年4月1日から 令和3年3月31日まで	(指摘事項) 「非違行為の根絶の徹底について」をメールで関係機関に送信する際、誤って、添付したファイルのシートに教員の過去の非違行為10名分の個人情報が含まれたまま送信していた。 個人情報等の取扱いに留意し、再発防止の徹底に努められたい。
高等学校教育課	令和3年7月27日	令和2年度	令和2年4月1日から 令和3年3月31日まで	(指摘事項) 新潟県奨学金貸付金等収入について、決算日現在、過年度調定分1,610件62,042,758円が未納となつていた。 未納額の早期収納に努められたい。
生徒指導課	令和3年9月16日	令和2年度	令和2年4月1日から 令和3年3月31日まで	(注意事項) 物品の管理に関する事項
生涯学習推進課	令和3年11月15日	令和2年度	令和2年4月1日から 令和3年3月31日まで	適正と認めた。

文化行政課	令和3年11月10日	令和2年度	令和2年4月1日から 令和3年3月31日まで	適正と認めた。
保健体育課	令和3年9月17日	令和2年度	令和2年4月1日から 令和3年3月31日まで	(注意事項) 支出事務手続に関する事項 契約及び履行確認に関する事項

(警察本部)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
警察本部	令和3年8月20日	令和2年度	令和2年4月1日から 令和3年3月31日まで	(指摘事項) 1 公務中における職員の交通事故が12件あり、相手方に負傷させるなどして7,550,179円の損害賠償をしたほか、公用車の修理費として1,662,333円支出したものがあつた。 県民の交通事故防止を担う警察として、職員の安全運転の徹底に努められたい。 2 信号柱の設置について、土地の所有者に無断で設置していたことが分かり、相手方に15,000円の和解金を支出したものがあつた。 交通安全施設の設置に当たっては、土地の権原の確認を徹底されたい。 (注意事項) 物品の管理に関する事項 個人情報の取扱いに関する事項 業務管理に関する事項

労働委員会公告

調停申請について(公告)

令和3年11月22日、新潟民医連労働組合から、労働関係調整法(昭和21年法律第25号)第18条第3号の規定による調停申請があつたので、労働関係調整法施行令(昭和21年勅令第478号)第7条第2項及び労働委員会規則(昭和24年中央労働委員会規則第1号)第77条の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和3年12月3日

新潟県労働委員会

会 長 櫻 井 英 喜

- 1 関係当事者
組合側 新潟民医連労働組合
使用者側 新潟勤労者医療協会
- 2 関係公益事業 労働関係調整法第8条第1項第4号に規定する医療の事業
- 3 調停申請事項 2021年冬期一時金

公安委員会告示

◎新潟県公安委員会告示第135号

銃砲刀剣類所持等取締法施行細則(平成21年新潟県公安委員会規則第10号)第2条第2項の規定により、銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号。以下「法」という。)第4条の3第2項及び第12条の3に規定する医師を次のとおり指定した。

なお、平成30年12月新潟県公安委員会告示第141号は、廃止する。

令和3年12月3日

新潟県公安委員会

委員長 津 野 敏 江

医師の氏名	勤務する医療機関の所在地及び名称	診断の対象者
村竹辰之	新潟市中央区西堀前通六番町909番地 古町心療クリニック	法第5条第1項第3号の政令で定める病気 (銃砲刀剣類所持等取締法施行令(昭和33年 政令第33号。以下「令」という。)第8条第3 号に定める病気を除く。)にかかっている者並 びに法第5条第1項第4号及び第5号に掲げ る者であるかどうかを調査する必要がある者
田中晋	長岡市藤川1713番地8 特定医療法人楽山会三島病院	
川室優	上越市西城町2丁目8番30号 医療法人高田西城会高田西城病院	令第8条第3号に定める病気にかかっている 者であるかどうかを調査する必要がある者
福多真史	新潟市西区真砂1丁目14番1号 国立病院機構西新潟中央病院	
田中晋	長岡市藤川1713番地8 特定医療法人楽山会三島病院	介護保険法(平成9年法律第123号)第5条の 2第1項に規定する認知症である者であるか どうかを調査する必要がある者
池内健	新潟市中央区旭町通一番町754番地 国立大学法人新潟大学医歯学総合病院	
田中晋	長岡市藤川1713番地8 特定医療法人楽山会三島病院	
川室優	上越市西城町2丁目8番30号 医療法人高田西城会高田西城病院	